

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

クレハ建設株式会社
福島県いわき市錦町綾ノ町16番地

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 8 年 3 月 13 日 ~ 令和 8 年 4 月 12 日 (1ヵ月)

東北区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

3 指名停止理由

クレハ建設株式会社は、福島県及び茨城県で請け負った民間発注の工事において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和7年12月22日付けで国土交通省東北地方整備局長から同法第28条第3項の規定に基づく監督処分(営業停止10日間)を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内